

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年4月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第 1 号

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

京都市児童福祉法等施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「第5号に規定する費用（」の右に「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第9条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第6条の規定による改正前の児童福祉法第56条第3項の規定による同法第51条第4号及び第5号に規定する保育費用を含む。」を加える。

第3条第1号中「(以下「助産等費用」という。)又は保育費用」を「，保育費用又は法第56条第7項の規定に基づき地方税の滞納処分の例により処分することができる徴収金」に改め，同条第2号中「居宅介護費用，助産等費用又は保育費用」を「前号」に改める。

第1号様式（裏面）及び第2号様式（裏面）中「費用」の右に「又は同法第56条第7項の規定に基づき地方税の滞納処分の例により処分することができる徴収金」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2 従前の様式による用紙は，市長が認めるものに限り，当分の間，これを使用することができる。

（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）